



## "ウスラ"をめぐる中世ヨーロッパの貨幣観

著者	杉江 雅彦
雑誌名	同志社商学
巻	56
号	2-3-4
ページ	107-125
発行年	2004-12-20
権利	同志社大学商学会 ドウシシャ ダイガク ショウガツカイ
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000007303">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000007303</a>

# “ウスラ”をめぐる中世ヨーロッパの貨幣観

杉 江 雅 彦

- I 開 題
- II 聖書による利子つき貸付けの禁止
- III 中世人の貨幣観
- IV スコラ哲学における経済価値観の転換
- V 煉獄の誕生による救済
- VI ユダヤ人金貸しがたどった運命
- VII 結 論

## I 開 題

世界的にみても、消費者金融業や事業者金融業などの貸金業者は、市中金利よりもかなり高い利息をとって借り手に貸出すため、しばしば“高利貸”と呼ばれ、一定の社会的存在意義があるにもかかわらず、かならずしも社会から信頼されてこなかった。この高利をめぐるのは、すでに中世ヨーロッパにおいてキリスト教会による非難や神学者達の間での議論を巻き起こしつつ、次第に市民社会に定着するという過程をたどってきた。しかし現代においても、いまなおヨーロッパ諸国では倫理的見地から貸金業の存在を否定する動きもあり、それが消費者金融業など貸金業の発展を阻害しているという現実がある。

本稿においては、あくまで高利もしくは高利貸を禁止しようとした中世キリスト教会の伝統と、社会に対する妥協、および貨幣経済の台頭にともなう金貸しの必然性により、これを合理化しようとする神学者の対応など、いみじくもル・ゴッフが「資本主義の産褥<sup>1</sup>」と呼んだ、主として13世紀を中心とする論争について検討することにした。またそこから、中世人の貨幣観をも浮き彫りにすることができればと考えている。なお、筆者はヨーロッパにおける庶民金融の誕生に関する論考を別途準備しており、本稿はいわばその前段階として位置づけられるものである。

さて、本稿のタイトルの一部に使っているウスラという言葉について、まずその意味をはっきりさせておく必要があるように思われる。ウスラ (usura) はラテン語で、もともと「使用」という意味であるが、中世キリスト教会ではウスラを高利 (もしくは利子全体) とも高利貸とも解していた。英語の usurey, フランス語の usure はともに usura

1 Jacques Le Goff, *La Bourse et la Vie—Economie et religion au Moyen Age*, 1986. [渡辺香根夫訳『中世の高利貸—金も命も』法政大学出版局, 1989年, 1ページ。]

を語源としている。すくなくとも 12 世紀までは、キリスト教会によって利子を取って金を貸すこと自体が禁止されていたが、それが 13 世紀を契機として、利子付き貸付け自体は許容するが、高利（その水準も時代により変化した）による貸付けは違法だというように変化していった。つまり、ウスラの定義自体も、時代を経るにつれて変化したのである。

## II 聖書による利子つき貸付けの禁止

キリスト教会が利子を取って貸付けを行う行為を禁止した根拠は、これを聖書に求めることができる。この点は、旧約聖書に依拠するユダヤ教徒も同様といえるが、後に述べる理由から、ユダヤ人は異教徒すなわちキリスト教徒に対しては利子つき貸付けを行うことを旧約聖書自身によって許されている。

その旧約聖書の中では、次の個所においてそれぞれ利子を取って貸付けることを禁止している<sup>2</sup>。

- ① 「あなたが、共におるわたしの民の貧しい者に金を貸す時は、これに対して金貸しのようにしてはならない。これから利子を取ってはならない」(出エジプト記第 22 章 25)。
- ② 「あなたの兄弟が落ちぶれ、暮して行けないときは、彼を助け、寄留者または旅びとのようにして、あなたと共に生きながらえさせなければならない」(レビ記第 25 章 35)。「彼から利子も利息も取ってはならない。あなたの神を恐れ、あなたの兄弟をあなたと共に生きながらえさせなければならない」(同章 36)。「あなたは利子を取って彼に金を貸してはならない。また利益をえるために食物を貸してはならない」(同章 37)。
- ③ 「兄弟に利息を取って貸してはならない。金銭の利息、食物の利息などすべて貸して利息のつく物の利息を取ってはならない」(申命記第 23 章 19)。「外国人には利息を取って貸してもよい。ただ兄弟には利息を取って貸してはならない。これはあなたが、はいて取る地で、あなたの神、主がすべてあなたのする事に祝福を与えられるためである」(同章 20)。
- ④ 「主よ、あなたの幕屋にやどるべき者はだれですか、あなたの聖なる山に住むべき者はだれですか」(詩篇第 15 章 1)。「利息をとって金銭を貸すことなく、まいないを取って罪のない者の不利をはかることをしない人である。これらの事を行う者はとこしえに動かされることはない」(同章 5)。

先に述べた、ユダヤ人が異教徒に対しては利子を取って貸付けることを許容する根拠

2 日本聖書教会「聖書」(口語訳) 2003 年。

は、上述の③にあることは明らかである。したがって、13世紀以降になってキリスト教徒にも貸金業が認められるまでは、もっぱらユダヤ人のみが利子つき貸付けを独占して行っていたのである。

つぎに、新約聖書における利子つき貸付けの禁止は、次の個所である。

- ⑤「また返してもらうつもりで貸したとして、どれほどの手柄になろうか。罪人でも、同じだけのものを返してもらおうとして、仲間に貸すのである」（ルカによる福音書第6章34）。「しかし、あなたがたは、敵を愛し、人によくしてやり、また何も当てにしないで貸してやれ。そうすれば受け取る報いは大きく、あなたがたはいと高き者の子となるであろう」（同章35）。

元来がユダヤ教の聖典である旧約聖書はキリスト教にも受け継がれ、それに新約聖書を加えてキリスト教の聖典として構成された。したがって、キリスト教会が新約聖書の「ルカによる福音書」（⑤）のみならず、旧約聖書に盛られた利子つき貸付けの禁止（①，②，③，④）をも含めて、ウスラ断罪の原点としたのは当然であった。しかもキリスト教会は千年以上にわたって利子つき貸付けを全面的に禁止し続けたのである。

これには、初期キリスト教の教父たちが商業活動や貨幣、信用などに対して軽蔑あるいは嫌悪の感情を強く持っていたことが、後のちまで影響し続けたとみることができよう。R. M. ヘルピと F. J. ラブリユイエールはこの点に関して、4世紀の教父の一人である聖バシリウス（329～379）の影響力を重視して次のように述べている。「キリスト教の伝統を通じて、利息つき貸付に対して、聖バシリウスほど呵責なき告発者はいなかった。彼はキリスト教会の1000年以上の利息の全面的禁止の原点に位置している」<sup>3</sup>と。

その後も、聖バシリウスの教えを受け継いだ教父達はもっぱら聖書を根拠にしながら、切羽つまった金を必要とする者に課せられている苛酷で法外な高利を断罪する説教を続けたのである。まだ商業資本を必要するほどの社会にまで成熟していなかった中世初期においても、社会階層の如何にかかわらず借金をしなければならない人びとはすくなくなかった。たとえば農民は春に蒔いた種子が収穫期を迎えるまでのつなぎ資金を必要としたし、貴族も社会における自らの地位を維持するための出費に事欠く事例が、結構あったからである。

768年に即位したフランク王国のカール大帝は、キリスト教会を王権のもとにしっかりと繋ぎとめ、また聖職者を国家行政にも利用する目的で、強力な教会組織を完成させた。さらに法律を教会と国家の双方に適用させるため、一連の勅令集をつくりあげた。なかでも789年に発布されたアーヘンの「一般訓令」（もしくは「勸告」）では、それまで聖職者にのみ課せられていたウスラの禁止を、はじめて一般信徒にも拡大した。カー

3 R. M. Gelpi and F. T. Labruyère, *Histoire du Crédit À La Consomation*, 1994. [木下恭輔監修, アコム・プロジェクトチーム訳『消費者クレジットの世界史』1997年, 29ページ。]

ル大帝の「一般訓令」が発せられるまでは、もっぱら諸宗教会議の決議によって聖職者による利子つき貸付けを禁止していたが、「一般訓令」によって聖俗両界にまたがってこれを断罪することになったのである。

中世期のキリスト教徒にとって最大の関心事は死後の世界であった。人間の霊は死んだ後、天国か地獄のいずれかに行くことが判定される。誰だって天国に魂の安らぎを求めたいという思いにかりはなないが、天国か地獄かの判定は現世における行為によって決められた。現世において善行を積みば天国へ、その反対に現世で罪を侵せば地獄へ、という選別がなされたのである。

中世初期のキリスト教会では、貪欲・傲慢・邪淫・嫉妬・飽食・憤怒・怠惰が七つの大罪として排斥されたが、第一の大罪である貪欲を象徴する職業として、商人、両替商、それに高利貸があげられている。なかでも高利貸は最もたちの悪い商人として、「貪欲、怠惰など、いくつもの罪の責めを一身に負う。盗み、不正の罪、自然の摂理に背く罪などに対する非難がそれに付け加えられた」<sup>4</sup>のである。

13世紀になって、キリスト教会は天国と地獄の間に「第三の場所」として煉獄を誕生させた。それは、高利貸のような大罪人でも、煉獄を経験して魂が清められれば天国に行くことができるようにするためである。煉獄の誕生については後節で改めて検討することになるが、煉獄が公認される以前においても、たとえば高利貸が遺言書によって生存中に得た不当利益を返還し、教会や修道院などに寄進することを約束すれば、死後において天国に行けることが保証されるという抜け道も用意されていた。

阿部謹也氏によれば、遺言書は被相続人と神の代理人としての教会の間で結ばれた保険契約であり、教会は個人の一生とその財産の相続、処分に深く介入し、個人の生涯の締めくくりに「救い」という普遍的な尺度を介在させることによって、一種の公的権威としての地位を保っていた、と説明されている<sup>5</sup>。高利貸にとって遺言書は、まさに「死後世界へのパスポート」<sup>6</sup>としての役割を果たしていたのである。

### Ⅲ 中世人の貨幣観

キリスト教会が聖書を拠りどころにしながら、キリスト教的倫理に基づいてウスラ（とくに高金利による貸付け）を禁止したことは理解できる。また、11世紀までは貨幣経済がまだ未発達で、人びとの日常生活の中では貨幣が主役としての地位を占めるにはいたっていなかった。したがって、教会によるウスラの断罪が可能だったのであろう。

4 Le Goff, 前掲書 (邦訳 56 ページ)。

5 阿部謹也『甦える中世ヨーロッパ』1987年、日本エディタースクール出版部、136 ページ。

6 Le Goff, 前掲書 (邦訳 51 ページ)。

しかし、それだけではなく、中世の人達はまだ古代には一般的であった贈与と施しの慣習を引きずっていたのである。

先きにふれた聖バシリウスは、「何も当てにしないで貸してやれ」というルカ書の言葉を根拠にして説教を行い、金が必要なときは、借りるよりも施しを求める方がよいと説いた。つまり、「どん底に落ち込んでも、仕事の重圧に耐えるだけの力がなければ、施しを求めた方がよい」と主張したのである。この思想はその後、施しと物乞いの依存関係に結ばれてキリスト教の基礎のひとつになっていく。

聖バシリウスは、修道院制度を組織化したことでも知られているが、やがて修道院が農業経済発展の過程で大荘園領主として多くの寄進を受け、豊かな富を蓄積するようになると、富者の義務として積極的に貧民救済を行った。このような修道院の施しの伝統は、後に自らが公益質屋を設置して低金利で貧しい人を助け、キリスト教徒を高利貸から保護するという使命を果たすことになる。しかし、それは15世紀まで待たなければならない。

12世紀半ばから13世紀半ばにかけて、ウスラ非難の気運がさらに盛り上がったのは、ようやく貨幣経済の時代が到来して、人びとが財貨交換の支払手段として、あるいはより多大な儲けの機会を得るための資金源として、たとえ高利を払っても借り入れを求める風潮が高まったためであった。当然ながら、これに対してキリスト教会はウスラ禁止をさらにきびしくする措置を強化した。1139年にはじまる第二回ラテラノ公会議を皮切りに開かれた諸会議における決議や勧告、あるいは教会法典における反高利法の強化がそれである。<sup>9</sup>

一方、11世紀以降にはじまった、「本来の意味でキリスト教哲学と呼ばれる」スコラ哲学の神学者達は、<sup>11</sup>こぞって、より論理的見地からウスラ排斥論を展開した。なかでもスコラ哲学最盛期の頂点に立つトマス・アクイナス（1225～75）のそれは、アリストテレスによって提起され中世経済の支配的原理となった貨幣の非生産性を基礎に、ウスラを鋭く明確に非難するところに重点がおかれた。そこからわれわれは、中世人の貨幣

7 R. M. Gelpi and F. J. Labruyère, 前掲書（邦訳28ページ）。

8 同書（邦訳56ページ）。

9 Le Goff, 前掲書（邦訳21-22ページ）。

10 A. Schwegler, *Geschichte der Philosophieim Umriss*, 1848 [谷川徹三・村松一人訳『西洋哲学史（上巻）』, 1939年 岩波書店]（邦訳252ページ）。

11 スコラとは学校の意味で、もともとは教会や修道院の付属学校に由来するが、そこでは、信仰上の真理を理性的思考によって基礎づける教育が施こされていた。しかし、信仰を合理的思索の対象にしてキリスト教の教義をさらに深化する試みが、主として大学で行われるようになった。それには、十字軍を媒介とする東西接触の結果、アリストテレス哲学などの古代の文献がラテン語に翻訳され、多くの神学者が知的触発されたという事情も加わっている。スコラ哲学の創始者とされるカンタベリー大僧正のアンセルムスの「知らんがためにわれ信ず」の言葉がスコラ哲学全体のモットーとされた。（シュベグラー前掲書、邦訳253ページおよび、半田元夫・今野国雄著『キリスト教史Ⅰ』世界宗教史叢書1, 1977年山川出版社、447-448ページ）。

観を読み取ることができるのである。

トマス・アクイナスは「金銭は金銭を生まず」と言い切っている。「金銭は石女<sup>うずまめ</sup>である」とも言う。アクイナスによれば、貨幣はもともと交換を目的に発明されたものである。したがって貨幣本来の用途は交換のために消費支出されることであるはずだ。それにもかかわらず、貨幣を貸してその代価として貨幣を受け取ることは、それ自体が不正だというのである。そのことが「金銭は金銭を生まず」とか「金銭は石女だ」という表現となるのである<sup>12</sup>。

ウスラ (usura) を usure 「使用」あるいは「使用する」の変形と考えると、利子を取って金銭を貸す行為は、金銭がなんらかの目的で使用されてはじめて意味を持つことになるはずである。たとえば田畑を農民に貸して、そこから小作料を受け取る行為は、小作人が畑に種を蒔いて収穫を得ることができるから、小作料は貸し手にとって正当化されることになる。しかし、金銭を貸してもそれは何も産まないものであるから、利子として金銭を受け取るのは不正である。現代人のわれわれからすれば、借りた金銭を資本にして利益をあげることができるし、商品を買ったりレジャーに使ったりすれば欲望の充足になるのだから、借りた金銭に対して利子を払うのは当然という感覚があるが、資本の概念がまだ一般化していなかった中世初期には、そのような感覚は持てなかったにちがいない。

ここですこし視点を変えて、貨幣に対して中世の人びとが抱いた感情について考えてみたい。阿部謹也氏は『中世の窓から』という著書の中で、奇妙な姿の人間が尻の穴から金貨を排泄している像のイメージ図を載せている。北ドイツの Goslar の市場に面したギルドハウス (現在はホテル) に、このような像が飾られているという<sup>13</sup>。阿部氏によれば、これは貨幣を不潔な汚いものとみた、13～14世紀の知識人の感情を伝えたものと解説されている (筆者も最近、自分自身の目でそれを確かめることができた)。

13～14世紀といえば、貨幣経済がかなり浸透していた時代であるのに、当時の人びとがまだ貨幣を汚いものとみていたのはどのような理由によるのであろうか。それに対する阿部氏の答はこうである。すなわち、貨幣を媒介にした経済秩序が確立しはじめ、人びとが貨幣を追い求め出した反面、新しい秩序に適した新しい倫理を生み出すことができずにいる人びとの苛立ちを表現しているのだ<sup>14</sup>、と。貨幣を中心に扱かう高利貸に対して人びとが抱いていた感情も、この像に似たものであったのではあるまいか。

さらに、もうすこし別の側面から、すなわち芸術と貨幣という観点から、ユダヤ教とキリスト教との相違点を指摘するマーク・シェルの主張にも耳を傾けてみよう。シェル

12 Le Goff, 前掲書 (邦訳 27-29 ページ)。

13 阿部謹也『中世の窓から』1981年, 朝日新聞社, 220 ページ。

14 同書, 220-221 ページ。

は次のように言う。「プラトンの哲学は貨幣と芸術への不信感に根ざしたものだ。一方、ユダヤ＝キリスト教の広く多様な精神世界には、貨幣に対して比較的寛容だが描写芸術に対してはそうでない集団も存在するし、逆に、芸術には寛容だが貨幣に対しては不寛容な集団も存在する。前者はしばしばユダヤ教的と呼ばれ、後者はキリスト教的<sup>15</sup>と呼ばれる」。さらにシェルは、こうも指摘している。「ユダヤ教は、おそらくキリスト教よりも容易に貨幣を取り込むことができるのだが、それは、キリスト教とは異なる思考で貨幣と神を捉えているからである。キリスト教にとっての貨幣とは、宗教神話における貨幣悪魔のように、神をその対極に措定する組織的構成原理なのである<sup>16</sup>」。貨幣がキリスト教世界で嫌われたのは、それが貪欲と結びつけて考えられたからである。金貨を排泄する奇怪な姿の像は、シェルによれば貨幣悪魔であり、それ自身がキリスト教世界から“排泄”されるべき存在だったのである<sup>17</sup>。

ここで、その貨幣というのは一体何を指していたのかについて考えてみたい。トマス・アクイナスが正しく認識していた通り、貨幣には交換手段としての機能がある。しかし中世において財貨の交換や日常の諸支払いに、果たして貨幣がすべてにわたって使用されていたのであろうか。ここでいう貨幣とは、金貨や銀貨あるいは銅貨などの金属貨幣（鑄造貨幣）をイメージしているが、貨幣経済が相当程度普及した13世紀以降ならともかく、すくなくとも中世前期においては、それほど金属貨幣が広く流通していたとは考えにくい。

この点に関して、有名な研究成果がある。それはM. ブロックによるもので、ブロックによれば、貨幣の機能には支払い手段のほか価値の尺度、価値の保存があり、カロリング期から1200年前後にいたるまでのヨーロッパでは、貨幣はまず価値の保存のために選好された。但し、それは貨幣形態でも地金の状態でもなく、金銀細工の形で保存されたケースが多かったという。支払う必要が生じた場合には、それらを鑄潰して利用された。これは明らかに、この当時の貨幣価値が変動しやすく、不安定だったことが原因であろう。したがって、価値の尺度としての貨幣の機能も、その金属貨幣の貴金属としての内容を確かめるために秤量されたり、試験にかけられることによって確実となったのである<sup>18</sup>。

ブロックは、貨幣が支払手段として機能したかどうかという点については、明らかに疑問視しているようである。ブロックは、10世紀から15世紀にわたってヨーロッパの広い地域で、胡椒が貨幣の役割を果たしていたことを検証している。貴金属に代替しう

15 M. Shell, *Art and Money*, 1995 [小澤 博訳『芸術と貨幣』2004年、みすず書房]（邦訳5ページ）。

16 同書（邦訳6ページ）。

17 同書（邦訳81ページ）。

18 M. Bloch, “Économie—nature ou économie—argent : un pseudo—dilemme”, *Annales d'histoire sociale*, I, 1939 [森本芳樹訳「自然経済か貨幣経済か。二者択一的図式の陥穽」、『西欧中世の自然経済と貨幣経済』1982年、創文社]。



るものの中でとくに胡椒が選ばれた理由として、①稀少性に基づく高い価値、②貯蔵が容易で変質しにくいこと、③異った種類の間での質的差異が小さいこと、などがあげられているが、これらの胡椒の特性はほとんどそのまま貨幣としての条件を満たしている。しかも胡椒は、その貨幣機能から独立した使用価値を持っており、厳密な意味での商品でもあったのである。<sup>19</sup> ブロックは、中世ヨーロッパ経済の特質を自然経済か貨幣経済かの二者択一的に取り扱かうことの困難さを実証する目的で、一連の論文を発表したが、ブロックの研究成果が本稿の主題である中世の貨幣観とも深く関連するのは明らかである。

#### IV スコラ哲学における経済価値観の転換

12世紀から13世紀にかけて、ヨーロッパの農村で三圃制を中心とした数かずの技術革新が進展し、穀物の収穫量が格段に増大した結果、人口の増加が急速にすすんだ。農村から溢れ出した人びとは都市に流れ込み、新しい町をつくった。この間に西ヨーロッパでは北と南に一大商業圏が形成された。前者は北海・バルト海商業圏であり、後者は地中海商業圏である。それぞれの中心地が北はフランドル、南はイタリアであった。その真中にフランスを中心とした農業地帯が存在する。13世紀に最盛期を迎えた北西フランスのシャンパーニュが、北と南からやってくる商人達の交易の場となったのは、地勢学的にみてもむしろ当然であった。

とくに、シャンパーニュで活躍したのはイタリア商人達だった。イタリア商人がアルプスを越えて北西ヨーロッパに進出するようになったのは、十字軍に従軍した騎士や王侯に用立てた貸付金を取り立てるためだったといわれている。<sup>21</sup> しかもイタリア商人はローマ教皇庁と結びつき、教会や修道院の財政にも関与するようになった。教皇庁もイタリア商人が持っていた抜群の事務・管理能力を信頼して、十字軍の費用調達のために徴収した十分の一税や教会の収入を集めて、それらを教皇庁の指定する一定の場所に送金する業務を彼等に委任したのである。<sup>23</sup>

一方、商業活動の拠点としてシャンパーニュなどの都市に常駐社員を配置し、遠隔地

19 同論文(邦訳6ページ)。

20 三圃制あるいは三圃農法というのは、村の耕地を区画整理して全体を三部分に分け、そのうちの二カ所は休閑地とし、地力の回復を待って穀物を植えていく制度である。個々の農民は三つの区画のそれぞれに自分の持分地を持ち、収穫物を手にすることができた。そのために共同耕作が必要とされたのは、重量有輪犁を使って耕作するには一軒の農家では不可能だったからである。

21 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界—ルネッサンス前夜の年代記—』1982年、平凡社、38ページ。

22 1215年11月1日から開かれた第4回ラテラノ公会議において、十字軍税の組織的徴収が定められ、向う3年間、聖職者は教会収入の20分の1、教皇と枢機卿はその2倍の10分の1を拠出することが決った。それに応じない者は破門に付され、例外は自ら出征する者と特定の修道会に限られた(半田元夫・今野国雄、前掲書、428ページ)。

23 同書、39ページ

への送金に習熟していたイタリア商人は、各地の代理人に指図することによって、現金を輸送する危険を侵すことなく、相当額の金額でも送金することができた。この送金業務に利用されたのが為替手形である。もちろん、遠距離間で使われる為替契約にはリスクがつきまとうため、手数料を加えることが認められていた。これは貸付を擬装するために使われた手段であった。

13世紀には、まだ商人、銀行業、高利貸の区別はなく、イタリア商人は銀行家でもあり、高利貸でもあったのである。王侯や教会が十分の一税を払う際には、通貨ではなく現物の場合もすくなくなかった。そこで、これらの“送金”を商品取引として擬装することも可能であった。次第に教皇庁や王侯は将来の財政収入を担保にしてイタリア商人から借入れをするようになった。また、フィレンツェ市が公債を発行した際、イタリア商人はそれで得た現金を預金として預かり、預金総額を超えて信用を供与した。つまり当座貸越を認めたのである。このようにして、イタリア商人は教皇庁や王侯の財政と深く結びつき、教会が禁じる利子付貸付から実態を擬装することに成功した。

神学者達とキリスト教会は、次第にヨーロッパ各地に貨幣経済が浸透して、さまざまな階層において資金の需要が増大し、またイタリア商人のように、教皇庁や王侯など権力者と結びついた擬装取引が横行する現実を前に、利子を取って貸付けることを聖書に照らして全面禁止する硬直的態度を改め、徐々に現実対応路線に変更しはじめた。その方向は大別してふたつあるように思われる。そのひとつは、商人や高利貸にとって死後の行先とされていた地獄と、その反対側の天国との間に煉獄という新しい領域を設けて、これらの大罪人に救いの道をつくったことである。いまひとつは、経済の領域に新しい価値観を持ち込んで、「利子を取る貸付自体は合法であるが、一定利率以上の高利は禁止する」というものである。さらに、ある限定条件下では貸手のリスクを認めそれを補償する制度を設けた。

第1の煉獄に関する宗教的検討は次節で行うこととし、第2の問題から先きに検討することにしたい。ここではもっぱら、ル・ゴッフのすぐれた見解を紹介しながら展開することにしよう。<sup>24</sup>

ル・ゴッフはこの点に関して次のように言う。「高利貸の救済は煉獄にのみ帰せられるべきではない。……高利貸の容認に至る他の道筋を踏査しておかなければならない。道筋はふたつある。ひとつは現実に処するに際しての〈モダラシオン緩和〉であり、いまひとつは経済活動の領域における〈新しい価値観〉の出現である」<sup>25</sup>と。

まず最初の道筋は、「行き過ぎた」高利貸だけを禁圧の対象とした第3回ラテラノ公会議（1179年）を経て、1215年の第4回ラテラノ公会議では、あらためてユダヤ人の

24 Le Goff, 前掲書（邦訳86-93ページ）。

25 同書（邦訳96ページ）。

高利を断罪するとともに、「重くて過当な」(graves et immoderatas) 高利だけを禁止したことである。ル・ゴッフによれば、11～13世紀における主な地域の貸付利率は、ヴェネチア5～8%、フィレンツェ20～30%、ロンバルディア34～266%、イギリス5.5～50%と実に多彩である。しかしその大多数は12～33.3%の間に位置していたという。<sup>26</sup>

しかしル・ゴッフの叙述からは、第4回ラテラノ公会議で利率がどのように「緩和された」のか、その数値を知ることはできない。それは、それぞれの国や地域の法律に委ねられたのであろうか。それにしても、教皇庁・教会の重要会議において利付き貸付が公的に認められたことの意義は大きいといわなければならない。

ル・ゴッフがいうところの第2の道筋は、貨幣経済の進行にともなって随伴するリスクやチャンスという、現代の経済社会では常識となっている諸概念が、この時点で「新しい価値観」として登場したことである。スコラ哲学では、次のような条件下においては、貸手は補償を受ける権利を認めた。

#### ①返済の遅延に起因するリスクの発生

これは、貸付者にとって元本の喪失というリスクが発生する場合である。たとえそれが借手の返済不能によるにせよ、あるいは不誠実・悪意によるにせよ、貸した金を返してもらえないというリスクが発生すると、これは当然ながら利子の徴収を正当化する理由となる。

#### ②収益機会に対する障碍

貸手が保有資金を利付き貸付けに回すことによって、別のもっと有利な投資に投下していたなら得られたであろう合法的利益が失われるとする価値観のことである。現代風にいえば機会費用の概念に近い、きわめて合理的な考え方であるというべきであろう。

#### ③貸付け行為にともなう労働対価

これは、利子を一種の報酬すなわち労働の対価と考えるもので、教会の目からみれば最も正当と映じたい。商人が遠路の旅をして市場に足を運び、帳簿をつけ、両替もする行為は、あらゆる労働と同様に報酬を与えられてしかるべきだというのである。もっぱら商人の救済に用いられた弁明である。また高利貸については、貸し付けや回収の行為が労働と認められるのではなく、貸し付け金の獲得や高利で得た金の利用に労働の可能性があるとされた。

#### ④不確定取引への配慮

貸付け取引は将来の不確定性を内包しており、そのことに対するリスクを考慮すれば、利子の取得には合法性があるという。この概念こそ近代から現代へと持ち続けてきたもので、予測と不確実性とは現在でも経済学者にとって重要なテーマのひとつ

つでもある。ル・ゴッフの「これは資本主義の確立に大きな役割を演じることになる」<sup>27</sup>という指摘は、正鵠を射ている。

このように、スコラ哲学者や教会法学者によるウスラ禁止の緩和のおかげで、キリスト教徒である金貸しが合法的にその存在を認められることになった。ウスラという概念も、利子全体を意味するものではなく、高利あるいは高利貸だけを指すものになっていった。しかし、「あらゆる意識が宗教的意識である社会にあっては、障碍はまずもって—あるいは最終的に—宗教的である」<sup>28</sup>とのル・ゴッフの指摘通り、金貸しにとって死後に行きつく先が地獄ではなく、煉獄という新たな領域が設けられてはじめて、金貸しは彼等の安住の地を見出したのである。

## V 煉獄の誕生による救済

しかし、煉獄という死後世界における新しい領域が誕生したのは、商人や金貸しなど“貪欲”の大罪を侵した人達を救済することが主目的ではなかった。商人や金貸しが煉獄の出現によって魂の救済の場を得たことは間違いないが、だからといって、両者の間に因果関係を見出すことは、すくなくとも顕在的には困難である。そこで、ここでは天国と地獄の間に煉獄を割り込ませるにいたった、12世紀末のスコラ哲学の対応について検討することからはじめようと思う。そのうえで、高利貸が得た大きな恩恵についても例証をもって明らかにしたい。

煉獄とはさしあたり、「カトリックの信仰において、死者の霊が天国に入るに先立って罪の浄めを受ける場所、浄罪場、いわば天国と地獄の中間を占める〈第3の場所〉（M. ルター）<sup>29</sup>である」、と考えてよからう。しかし聖書の中には煉獄という領域は存在しない。すなわち天国と地獄という二項体系しか無いのである。キリスト教徒はそれを伝統的に守り続けてきた。もっとも、人間が死んでから最後の審判を受けるまでの間に、なんらかの浄罪の試練を受けることによって、ある種の罪人の魂が救われる機会が存在するという信仰は、すでに古代キリスト教徒の間に広まっていた。

スコラ神学者達は、キリスト教徒が継承してきた死後世界の二元論的モデルを、天国と地獄との間に煉獄という新しい領域を割り込ませるべく、三項体系を二項体系にとって代わらせる論理的体系化を試みた。彼等の出発点となったのはアウグスチヌスである。アウグスチヌスはキリスト教徒を4種類の範疇に分類してとらえた。すなわち、完全な善人、完全な悪人、不完全な善人、そして不完全な悪人がそれぞれである。しかし、こ

27 同書（邦訳92ページ）。

28 同書（邦訳118ページ）。

29 渡辺香根夫「訳者あとがき」、J. Le Goff, *La Naissance du Purgatoire*, 1981（渡辺香根夫・内田 洋訳『煉獄の誕生』1988年 法政大学出版局644ページ）。

のうち不完全な善人と不完全な悪人については、天国か地獄以外の行くべき場所を特定していない。また、罪についての定義も下してはいない。けれども、パウロの「浄罪の火」<sup>30</sup>によって救われる道筋を示唆することによって、未来の煉獄の誕生を予感させることに成功した。そのためにアウグスチヌスは「煉獄の父」<sup>31</sup>とも呼ばれたのである。

アウグスチヌスの思想を自己の体系の中にも取り入れたスコラ学派の重鎮トマス・アクイナスは、彼の大著『神学大全』の「補遺」において、煉獄に関する主張を展開している。<sup>32</sup>その中でトマスは、死後の魂の問題を7項目に分けて論じた。なかでも、「死後の魂にそれぞれ指定された場所があるのか」との問いに対して、「それぞれの尊厳の程度に応じた有形の場所が割り当てられる」とし、また、「魂は死後すぐそこに行くのか」との問いに対しては、「魂に割り当てられる場所は魂が値した褒賞か懲罰に相当するので、魂は肉体から引き離されるとすぐ、地獄に呑み込まれるか、あるいは天国に飛び立つ。後者の場合、神の正義に対する負債が、魂に前もっての罪の浄化を余儀なくさせ、その飛翔を遅延させる場合は別である」と答えている。<sup>33</sup>

つまりトマスは、死に際して、最終的な善の報酬を受くべき状態の魂は天国に行き、悪の報酬を受くべき状態の魂は地獄に行くのに対して、まだ最終的な報いを受ける状態にはない魂で、それが人格に起因する場合は煉獄に行くことになるという。「善の報酬としては唯一の場所しかないが、罪に対しては複数存在することになる。……悪が決して純粋な、善の混らない状態で現れることがないように、その逆も同様であるので、至高の善である至福に達するにはあらゆる悪から浄化される必要があり、死に際して純粋でない以上、完全な浄化のために何らかの場所が死後に存在する必要がある。それが煉獄である」<sup>34</sup>。これがトマスの煉獄の存在についての結論のように思われる。ローマ教会において煉獄が正式に明文化されたのは、1274年11月の第2回リヨン公会議であるが、その会議に赴く途中でトマスは病を得て他界した。

神学上の教義レベルでその存在が認められた煉獄は、神学者や聖職者が無際限の拡大を厳格に統制しようとしたにもかかわらず、教会レベルにおいては、キリスト教信者の強い願望と教会側の思惑が合致して、神学的思弁の高みから日常的教化活動へと引き下ろされ、広く受容されていった。しかし本稿では、金貸しとくに高利貸が煉獄の出現によっていかなる恩恵を受けたかに関心がしぼられるため、それ以外の問題については捨象したい。

煉獄が出現するまでの天国と地獄の二元論的モデルのもとでは、貪欲の大罪人である

30 パウロの「コリント人への第1の手紙」第3章10～15に浄罪の火に関する記述がある。

31 Le Goff, *La Naissance du Purgatoire* (邦訳93ページ)。

32 トマス・アクイナスは『神学大全』の完成を前に亡くなったため、彼の弟子達がトマスの遺稿の中からえらんで、「補遺」としてつけ加え、著書を完成させた。

33 Le Goff, *La Naissance du Purgatoire* (邦訳402ページ)。

34 *ibid.* (邦訳406ページ)。

金貸しは、死後間違いなく地獄に堕ちる運命にあった。ところが煉獄の誕生によって、彼等にも地獄行きを免れる手段が生まれたのである。それはまず、不正所得を返還することであった。つまり、世俗的次元では返還によって、また信仰の次元では罪を告解することにより煉獄に置かれることができた。

大衆教化の主要な手段として用いられた「教訓逸話」の中には、「痛悔は地獄の刑罰を煉獄の刑罰に、告解はそれを一時的刑罰に、適当な償いはそれを無に変える。痛悔において罪は死に、告解において罪は家から取り去られ、償いにおいて罪は埋葬される」という文章がみられるが、これなどは、煉獄を痛悔と償罪過程に結びつけ、地獄からの決定的脱却が煉獄においてなされることを強調する注目すべき説明である。<sup>35</sup> ちなみに、1215年の第4回ラテラノ公会議では、すべての成人男女のキリスト教徒に対して、すくなくとも年1回の告解を義務づけている。

シトー会士ハイステルバッハのカエサリウスが書いた「逸話」の冒頭に置かれた話には、ル・ゴッフは多大の関心を払っている。それはリエージュの高利貸の物語である。<sup>36</sup> この話は、生者と死者の絆によって煉獄をさまよう魂が救われることを示唆している。とりわけ夫婦の結びつきが強調されている点が重要であろう。この「逸話」のストーリーを示すとつぎの通りである。

修道士ーさきごろ、リエージュでひとりの高利貸が死んだ。司教は彼を墓地に埋葬することを拒んだ。彼の妻は教皇座に赴き夫を聖地に埋葬させてくれるように嘆願した。教皇は拒否した。そこで彼女は夫を弁護して、「猥下、夫と妻は一体をなすと申します。また使徒パウロによれば、不信心な夫も信心深い妻によって救われると聞きました。私の夫がし忘れたことを、夫の肉体の一部であるこの私が、夫のために私は世を捨て、夫の罪を神から贖いたいと思います」と申し出、枢機卿もこれを弁護した。枢機卿達の請願に屈して、教皇は彼を墓地に移させた。妻は彼の墓の近くに住居を選び、隠者として蟄居した。そして昼夜の別なく、夫の魂の救いのために施し、断食、祈り、徹夜の行によって、神の怒りを静めようと務めた。7年後、夫が黒衣をまとして彼女に現れ、礼を言った。「そなたに神の報いがありますように。お前の試練のおかげで、私は地獄の底から引き上げられ、この上なく恐ろしい刑罰も免れた。もしお前がさらに七年、私のためにこのような勤めを続けてくれるなら、私は完全に解放されるだろう」。彼女はその勤めを果たした。七年後、夫が再び彼女に現れたが、今度は白い服を着て、幸せそうにみえた。「ありがたや、神とお前のおかげをもって、私は今日解放された」。修練士ー一体どうして、いかなる贖罪もありえない地獄から、今日解放されたなどと言うことができるのでしょうか。

35 *ibid.* (邦訳 446 ページ)。

36 *ibid.* (邦訳 453-456 ページ)。

修道士—地獄の底とは煉獄の厳しさをいうのである。同様に、教会が故人のために「栄光の王、主イエス・キリストよ、地獄の手から、深淵の底から、すべての信心深い者の魂を救いたまえ・・・」と祈るのは、地獄に堕ちた人のためではなく、救うことのできる者のために祈っているのである。地獄の手、深淵の底とは、ここでは煉獄の厳しさを意味している。この高利貸の場合も、もし彼が臨終の痛悔の祈りをしなかったとしたら、彼が罰から解放されることはなかったであろう。

ここに示されているのは、最高位の聖職者の抵抗にもかかわらず、あくまで憶測されるにすぎない本人の臨終の痛悔と妻の献身によって、死後の魂が救われるということであり、しかもその恩恵にあずかることができたのが高利貸であるという、説教を聞く聴衆にとっても意想外の設定である。このように、ル・ゴッフも強調している通り<sup>37</sup>、煉獄が果たした役割のひとつは、侵した過ちの性質や重さによって、あるいは職業に対する伝統的反感によって、かつては地獄行きを免れることが絶望的だった部類の罪人達を救出することであったということができる。

## Ⅵ ユダヤ人金貸しがたどった運命

これまでのところでは、もっぱらキリスト教内部における高金利や高利貸（いわゆるウスラ）を取り上げてきたが、ここで、ユダヤ人について検討すべき時に到達した。中世前期においてキリスト教徒は利子付き貸付けをきびしく禁止されたが、中世後期になると高金利は断罪されたものの、適当な金利での貸付け自体は認められる方向に転じた。この変化の過程でユダヤ人金貸しがたどった運命やいかに、というのがここでの主題となる。

すでに述べたように、聖書は旧約・新約ともに利子を取って貸付けることを禁止している。むしろ新約聖書よりも旧約聖書の方が利子付き貸付け禁止の文言が多い。旧約聖書はユダヤ教の律法であるから、ユダヤ人にも利子付き貸付けは許されないと考えられがちであるが、旧約聖書の申命記 23 章 19～20 は次のように書かれている。すなわち、「兄弟に利息を取って貸してはならない。金銭の利息、食物の利息などすべて貸して利息のつく物の利息を取ってはならない。外国人には利息を取って貸してもよい。ただ兄弟には利息を取って貸してはならない。これはあなたが、はいつて取る地で、あなたの神、主がすべてあなたのすることに祝福を与えられるためである」となっている。この点はⅡでもみた通りである。

中世初期までのヨーロッパでは、キリスト教はかならずしもユダヤ人を異邦人とはみなさなかつたのに対して、ユダヤ人はその逆であった。したがって、ユダヤ人だけがキ

37 *ibid.* (邦訳 456 ページ)。

リスト教徒を相手に金融業を営むことができたのである。もっとも、古代からヨーロッパに移住したユダヤ人は、金融業だけでなくワイン取引や運送業など数かずの商売を営んでいたが、11世紀ごろからユダヤ人の職業はもっぱら金融業に限られていった。それは、ユダヤ人が主に住んだドイツ、フランス、イタリアおよびイベリア半島に共通してみられた現象であった。<sup>38</sup>

それにはヨーロッパにおける貨幣経済の進展が大きく寄与していると思われる。都市が発達し、市場が整備されるにつれて、貨幣に対する需要も増大した。ところが、物々交換が中心であったそれまでの農村中心の自然経済に慣らされていたリスト教徒は、古い倫理にとらわれて新しい動きにうまく適応できなかった。それに対してユダヤ人は、リスト教徒よりも容易に貨幣を取り込むことができた。それは、ユダヤ人が古くから商業や金融業に従事していた実績があったからであろうが、もっと抽象的にいえば、ユダヤ人はリスト教徒とは異なった次元で貨幣を（そして神を）捉えていたからだともみることができよう。

貨幣経済の展開と並行して、スコラ哲学者や教会法学者の間でウスラ緩和策が進行したこと、あるいは煉獄という新たな概念を導入したことについては、すでに述べたところである。これらによりリスト教徒による金貸しが増加した結果、長い間金融業を独占してきたユダヤ人に対する迫害が強まり、ユダヤ人の運命にも重大な変化が生じた。

1215年～16年の第4回ラテラノ公会議においては、「重くて過当な」(graves et immoderatas) 高利だけを断罪したが、その矛先はもっぱらユダヤ人高利貸に向けられている。ユダヤ人の方がリスト教徒よりも高利を取っていたかどうかということよりも、ユダヤ人金貸しをターゲットにして高金利を弾圧するところに、その目的があったものと考えられる。しかも、このときの会議で、ユダヤ人には衣服のどこかに特定のしるしをつけることが義務づけられており、これなど、ローマ教会が公式にユダヤ人迫害に手を貸したなによりの証拠である。<sup>39</sup>

阿部謹也氏はリトルの研究成果を紹介しながら、リスト教徒によるユダヤ人迫害はリスト教徒自身の貨幣に対する意識の反映であったと論じている。本稿の前段でも触れた、肛門から金貨を排泄する石像（貨幣悪魔）には、明らかに糞尿のイメージが重なり合っている。貨幣を牛耳っているのはユダヤ人であり、しかも貨幣と糞尿が同じイメージだということになれば、ユダヤ人に糞尿のイメージが特定されたのも当然であろう。リスト教徒も貨幣経済に巻き込まれているのに、彼等にはそれを肯定することができない。「貨幣を媒介とする営利経済の中に、うまく適応できなかったリスト教徒

38 阿部謹也，前掲書，252 ページ。

39 Le Goff, *La Bourse et la Vie* (邦訳 89 ページ)。

40 阿部，前掲書，259 ページ。



の身代わりにされたのがユダヤ人だった」(リトル) というのである<sup>41</sup>。

阿部氏はまたニュールンベルクを例にとりて、都市の建設にあたってはユダヤ人の持つ巨額の富を税金の形で吸い上げる必要があったため、ユダヤ人の居住を誘致する一方で、ユダヤ人の活動を大幅に制限しようとする、矛盾に満ちた政策を採用した経過についても紹介している。しかし、キリスト教徒による金融業が増え、もはやユダヤ人からの税収に依存する必要がなくなった段階で、ニュールンベルク市はユダヤ人の金融業を禁止し(1479年)、さらに1498年には皇帝マクシミリアンの許可を得て、すべてのユダヤ人を市から追放する挙に出たのである<sup>42</sup>。それは1850年まで続いた。

イギリスでは、それよりもかなり以前の1290年にエドワード1世によりユダヤ人を国外に追放している。その後再びユダヤ人がイギリスで自由居住を許されたのは、1650年のクロムウェル治世下においてである。かの有名なシェイクスピアの『ヴェニスの商人』は1600年に出版され、恐らくそれより若干早い時期にロンドンで初演された<sup>43</sup>。つまり、イギリスがユダヤ人を排斥し追放したことで、国内にユダヤ人に対する違和感・嫌悪感が盛り上がっている時期に、シェイクスピアは“残忍で狡猾な”ユダヤ人高利貸シャイロックを悪役として登場させ、最後にはすすごとと退場する結末を設けて大向うの喝采を博したのである。

シェイクスピアが『ヴェニスの商人』を書くまでの半世紀は、イギリスでも金貸しや金利の問題に大きく揺れ動いた時期にあたる。16世紀のイギリスにおける神学者は、中世のスコラ哲学者によって解釈された教義をほぼ完全に採用していた。その一方で、イギリスは繊維産業の発達や海外貿易の成長、あるいは株式会社の簇生など、商工業が空前の発展をみせた時代でもあった。伝統を守ろうとする神学者・聖職者と、台頭してきた商人階級の対立の中で、1545年にヘンリー八世が定めた上限利息10%での利子付き貸付の容認は、1552年になって伝統主義者の圧力に屈したエドワード六世により破棄され、利付き貸付を行った者は投獄された<sup>44</sup>。

しかし、哲学者や経済学者の中から、たとえばF. ベーコンのような科学的経験原理に基づく合理的思考の主張が現れて、金利が持つ効用を積極的に認めその合理的な活用を説いた。また、聖職者に付与されていた倫理的司法権も剥奪され、1671年には最終的に利子付き貸付禁止令が廃止されるなど、法律は曖昧なものになった。そのため16世紀末から17世紀初頭のイギリスでは、30%も40%もの高利を取る高利貸が数多く出現した。一般民衆がシャイロックが追い詰められ敗北していく姿をみて溜飲を下げたのも、このようなイギリスの時代背景と、いまだに中世的規範から抜け出せない民衆の

41 同書、254-255 ページ。

42 同書、262-266 ページ。

43 シェイクスピア『ヴェニスの商人』中野好夫訳(岩波文庫)にある中野好夫の解説、194 ページ。

44 Gelpi and Julien-Labruyère, *Histoire du Credit à La Consommation* (邦訳 72-73 ページ)。

心性を反映したものであろう。<sup>45</sup>

『ヴェニス商人』からその一節を抜き出してみよう。アントーニオがシャイロックに借金を申し出、シャイロックがそれに応ずる、第一幕第3場のクライマックスへと続く部分である。

アントーニオ この金、貸してくれるというなら友達に貸すとは思うな。考えてもみる、かりにも友情が友達相手に石女の金を貸して、それで子供を産ませたって、そんな例でもあるのか？むしろ敵にでも貸したものと思え。すりゃ、万一違約の節には、大きな顔して、違背金も取れようってもんだらうからな。

シャイロック ほう、これはまたえらい剣幕だ。……差当ってまた御入用とあれば、喜んで融通も致しましょう。俺の金だが、利息なんぞは一文もいただかんと、折角その気ているものを、旦那の方でお聴入れがない（中野好夫訳による）。

このあと、シャイロックがアントーニオに、もし違約した場合は身体のどこでも肉一ポンドを切り取ってよいという証文を書かせるくだりへと続くのである。上記のアントーニオの台詞の中の、「石女の金を貸してそれで子供を産ませたって、そんな例でもあるのか？」というのは、トマス・アクイナスの思想とまさに同一である。もともと『ヴェニス商人』には原話があって、この人肉裁判の話は1378年にセル・ジョバンニが書いたといわれる中世イタリアの物語集『イル・ペコロネ』の中の一話を、シェイクスピアがほとんどそのまま『ヴェニス商人』に取り込んだものである。<sup>46</sup> そうであるとすれば、アントーニオの台詞は中世のウスラ断罪時代を反映しているということになるし、シェイクスピアもそれを百も承知の上で、イギリス人聴衆の前に供したとすることができる。

## Ⅶ 結 論

キリスト教会が新たに創造した煉獄の概念は、罪人の死後の世界を地獄ではなく煉獄にも置き、そこで一定期間、浄罪行為を行った後天国に到達できる道筋を示したものであった。ところが教皇庁は、煉獄の苦しみを味わうことなく天国に行ける贖宥状なるものを考案し、大々的に信徒に売り出した。しかもそれは、すでに死んだ者にも効果が及ぶとしたため、信徒は“親孝行”の目的からも贖宥状に殺到したのである。<sup>47</sup>

ドイツにおいても、1508年に教皇ユリウス二世がサン・ピエトロ大聖堂を再建するための資金を捻出する目的で、贖宥状を発売したが、これに公然と反発してローマ教会

45 シェイクスピア『ヴェニス商人』208ページ。

46 同書、194ページ。

47 永田諒一『宗教改革の真実—カトリックとプロテスタントの社会史』2004年 講談社、75ページ。

に叛旗をひるがえしたのが、マルティン・ルターである。その後、燎原の火のように各国・各地に広がったプロテスタント革命の先頭に立ったルターの業績について多くを語ることは、本稿の目的から逸脱することになるため省略することにしたいが、利子付き貸付や高利貸に関するルターの立場については、ここで明確にしておかなければなるまい。

ルターは当初は、スコラ哲学者が貸付者に認めた損失保障などの保留事項さえ認めようとはせず、法律だけが日常生活に対応すべきだと主張していた。しかし、ルターの後継者の一人であり、後にプロテスタントのマニフェストを起草したメランヒトンの影響により、この問題は本来が民法によって定められ、王侯が処理すべき領域ではあるが、それが濫用された場合——つまり法外な高利で貸付けられた場合には神学的な非難の対象になりうる、と見解を修正した<sup>48</sup>。なおメランヒトンは、1541年に5%未満の利付き貸付を合法化する法令を国会で可決させている。

同じ宗教改革者でも、ルターよりすこし遅れて登場したジャン・カルヴァンは、ウスラに関してはルターよりもさらに容認的であった。カルヴァンはとくに個人の道徳性について独創的な思想の持ち主であった。カルヴァンは、人間は選ばれた者と呪われた者とにあらかじめ選別されているという、運命予定説を主張した。選ばれた者とは節制、自己抑制、勤勉、儉約、敬虔さを生活の信条としなければならず、また世俗的な成功によってもそのことを示さなければならないというのである（これは後にイギリスでピューリタンの精神へとつながっていく）。

宗教改革の進行によって、かつては貧困は富にまさり、僧侶の瞑想生活は自ら働いて食う俗人の世俗的活動以上のものと考えられていたものが、いまや貧困は目的そのものとはみなされなくなった<sup>49</sup>。カルヴァンはなによりも労働の倫理とその聖化を強く意識し、労働はもはや苦行や墮落の結果ではなく、祈りと同じ敬虔な行為であると主張した。また商業と金融による利益も、労働者の給与や地主の地代と同じように尊重しているのがカルヴァンの特徴である。

カルヴァンのウスラについての理論的功績は、アリストテレスやトマス・アクイナスの「金は石女である」「貨幣には生産性がない」という主張を根底から覆したことである。カルヴァンによれば、金は金庫の中にしまっておいたのでは何も生み出さないが、商人はその金で品物を購入し、それを売って利益を得るのであるから、地代を払って田畑を耕作し収穫する農民と同じである。したがって、利子を取って金を貸付けることは合法である。カルヴァンにとっては契約自身ではなく、利率の高さにこそウスラ問題の本質があった。このようなカルヴァンの主張が、イギリスのエリザベス一世治世下で開

48 Gelpi and Julien-Labruyère, 前掲書 (邦訳 64-65 ページ)。

49 Schwegler, 前掲書 (邦訳 260 ページ)。

花したことは、すでに前節でも述べた通りである。

筆者にとって今後の関心は、利子付き貸付の貸手や高利貸よりもむしろ借手、それも商人や事業家ではなく、農民や市民など切羽詰った零細な金を必要とする庶民階級に向けられる。中世のキリスト教会はウスラの断罪に躍起になったが、逆にその一方で、病气や不作など予期せぬ出来事に対応する手段を持たない貧窮者に対しては、低利での貸付を否定しなかったし、貧者が<sup>50</sup>正当な利率で借りることができる施設も作った。その先頭に立ったのが修道院であった。15世紀後半には、イタリアではじめて公益質屋が誕生している。それが発展して銀行業を営むようになった例さえある。それらの経緯については別の機会に検討する予定である。

---

50 Gelpi and Julien-Labruyère, 前掲書（邦訳 55-56 ページ）。